

令和2年11月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	令和2年10月28日(水)
招集場所	北名古屋市役所東庁舎3階 政策審議室
開 会	令和2年11月4日(水) 午後2時
応招委員 (出席委員)	教育長 吉田 文明 委員(教育長職務代理者) 池山 健次 委員 鈴野 範子 委員 岡島 秀隆 委員 山田 聡子 委員 寺川 理絵
不応招委員 (欠席委員)	
説明のため 会議に出席 した者の 職 氏 名	教育部長 鳥居 竜也、教育部参事 鹿島 直樹、教育部次長兼スポーツ課長 酒井 英昭、 教育改革専門員 諸星明彦、教育改革専門員 松村 光洋、学校教育課長 安井 政義 生涯学習課長 田中 里砂、学校教育課長補佐 井上 公倫、学校教育課主任 伊藤 諭 学校教育課主事 黒邊 桃子
提出議案	議案第35号 令和3年度小中学校の儀式等について
閉 会	令和2年11月4日(水) 午後3時50分
議事日程	別紙のとおり
議事録 署名委員	<hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/>

議事録作成者.....

< 午後 2 時 開会 >

教育長（吉田文明）

ただ今の出席者数は 6 名で、定足数に達しております。

よって会議は成立しますので、ただ今から令和 2 年 1 1 月北名古屋市教育委員会を開会します。

日程第 1、前議事録の承認を議題とします。

お諮りします。令和 2 年 1 0 月 7 日の議事録を承認することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案のとおり承認することに決定いたしました。各委員はご署名をお願いします。

（教育長、各委員が前議事録に署名）

教育長（吉田文明）

日程第 2、教育長報告について、(1)会議・行事等報告ですが、別紙をご覧ください。1 0 月 7 日から 1 1 月 3 日までに出席した会議等となります。8 日に尾張部都市教育長会議、9 日に豊かな学び創造推進協議会がありました。1 3 日の静岡産クラウンメロン受領については、新聞報道でもありましたが小中学校の給食にメロンが提供されました。1 8 日は小学校運動会、2 0 日は愛日地方教育事務協議会、2 7 日には市の条例表彰式に出席いたしました。以上ですが、何かご質問等はございませんか。

（しばらくの間）

教育長（吉田文明）

(2)その他報告として、愛日地方教育事務協議会について説明いたします。資料 1 をご覧ください。来年度の事業を資料のとおり進めたいということで、例年と同じ内容です。裏面をご覧ください。愛日地区の重点目標ですが、例年と同じ内容です。次の資料が、愛日地方教育事務協議会の役割分担表になります。本市では、来年度も本年度に引き続き教育課程運営委員会の担当となり、愛日地区の全ての小中学校で使うカリキュラムを作ります。中学校は新しい教科書が今年採択されましたので、それに基づくカリキュラムを策定中です。来年度は、カリキュラムに基づく指導案集を作成します。また、会議終了後に冬季休業日の取扱いが話題となりました。本市では、夏季休業日を変更するときに、冬季休業日についても変更しておりますので、そのことを報告いたしました。以上ですが、何かご質問等はございませんか。

（しばらくの間）

教育長（吉田文明）

次に、10月8日に知多市で開催された尾張都市教育長会について報告します。資料2をご覧ください。会議時の県教育委員会のあいさつ要旨となります。1点目の新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き感染防止対策をお願いしたいとのことでした。2点目のGIGAスクール構想の進捗については、積極的に活用していくためには現場を改革していく教育長及び各小中学校の強いリーダーシップが必要だと檄を飛ばされました。3点目の次期教育振興基本計画については、愛知県の教育振興計画です。愛知県の独自性がある良いことですが、地方教育行政側からすると困る状況があります。国が教育振興計画を策定した後に、愛知県も策定するため、2年遅れとなってしまいます。本市が愛知県の計画を待って策定すると、策定した後に新しい国の計画が出てしまいます。そのため、本市は、国が策定した内容を合わせて振興計画を策定しております。4点目の交通事故多発警報については、気を付けていかなければならないという説明がありました。以上ですが、何かご質問等はございませんか。

（しばらくの間）

教育長（吉田文明）

次の資料、冬季休業中の授業日の設定についてをご覧ください。5月に開催した教育委員会において、令和2年度の夏季休業日と冬季休業日を変更しました。2学期の終業式を令和2年12月25日、3学期の始業式を令和3年1月5日にするものです。カレンダーで確認すると、12月25日は金曜日であり、12月26日から1月4日までの10日間の休みとなります。また、働き方改革の一環として、12月28日から1月4日までを学校閉校日とします。別紙の資料「年末年始に関する分科会から政府への提言」の中で、政府におかれては、今年の年末年始には、集中しがちな休暇を分散させるために、「1 年末年始の休暇に加えて、その前後でまとまった休暇を取得することを職員に奨励して頂く範を示してもらいたい。」、「2 1で述べた趣旨は働き方改革に資するものであり、新たな働き方を創造する意味からも、新型コロナウイルス感染症を契機として、今まで以上に強いリーダーシップを発揮して本提言を実現していただきたい。」と提言されました。これは、新聞報道等でも話題になっておりました。裏面には、文部科学大臣のコメントを掲載いたしました。安易に休暇を延ばすのではなく、設置者と学校で検討していただきたいとあります。また、政府からも休暇を増やすという要請ではなく、休暇の取り方を工夫する旨の内容の文書が届いております。本市が実施するように、休暇を連続して取れるようにすることが働き方改革につながるものではないかと思っております。委員の皆様のご意見をお聞きし、良ければ各学校に周知したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

教育部参事（鹿島直樹）

授業の進み具合について説明します。夏休みを短縮したり、中学校については、2学期に入って7時間授業を実施した学校もございます。そういった中、授業の進捗については、ほぼ例年とおりのところまで戻ってきておりますので、学習面

については、今後長期の臨時休業が無ければ今年度中に今年度の授業日程を終えることができます。冬季休業を短くして第3波に備えていくとともに働き方改革のバランスを取りながら進めていきたいと考えております。

(岡島委員、挙手)

教育長（吉田文明）

岡島委員、お願いします。

教育委員（岡島秀隆）

第3波が深刻化した場合のシミュレーションはできていますか。

教育部参事（鹿島直樹）

シミュレーションは実施していませんが、今後、臨時休業は長くても3日となります。また、タブレット端末が使える状況が整えば、タブレット端末を使う授業も可能となります。インターネット環境が整っていない家庭には、紙媒体での活動を実施します。仮に多数の濃厚接触者が出た場合、そのクラスは2週間の休みとなりますので、タブレット端末の活用が必要と考えており、ICT推進委員会においても各校のノウハウを16校で共有しているところです。

教育長（吉田文明）

それまでにタブレット端末が使えるようにしておくことが、今の課題だと思います。

(池山委員、挙手)

教育長（吉田文明）

池山委員、お願いします。

教育委員（池山健次）

児童生徒の感染した場合、学級閉鎖か学校閉鎖のどちらになりますか。

教育部参事（鹿島直樹）

陽性者が出た場合、保健所の行う濃厚接触者の特定などに要する日数として、原則3日間、学校の全部を臨時休業とします。なお、濃厚接触者がいない場合や必要な消毒が完了した場合は、臨時休業の期間や規模について弾力的に判断することができます。

教育委員（池山健次）

保健所の指導を受けながら進めていくのですか。

教育部参事（鹿島直樹）

そのとおりです。

教育長（吉田文明）

補足ですが、3月の時点では、県から3日間の臨時休業とするよう指示がありました。その間に濃厚接触者の確認、学校の消毒を実施し、保健所の指導を基に休業を継続するのか、学校を再開、あるいは一部再開するのかを判断するということでした。10月になってからは、臨時休業は1日でも良い、場合によっては休校しなくても良い、保健所と相談した結果、消毒や追跡調査が終わって再開できることになれば、3日に拘る必要はないとの通知が届きました。インフルエンザの対応に近づいてきたと感じています。

教育委員（池山健次）

教職員が感染した場合、全ての先生が濃厚接触者としての対応となりますか。

教育長（吉田文明）

保健所の判断は、マスクをしていたか否かが大きな判断基準となります。きちんとマスクをしていた場合、濃厚接触者となる可能性が非常に低くなります。

（山田委員、挙手）

教育長（吉田文明）

山田委員、お願いします。

教育委員（山田聡子）

カリキュラム的には消化できるという説明がありましたが、7時間授業は児童生徒には慣れないことなので、授業についていけなくなったり、投げやりになったりするような事例はありますか。

教育部参事（鹿島直樹）

7時間授業について、5分短縮し45分授業として7時間実施しています。確かに学校現場では学習も進めなくてはなりません、子どもの心の面を支えていなくてはなりませんので、教育相談を綿密に行ったり、毎朝の健康観察をしたりソフト面でも各学校十分注意しながらやっております。そういった問題もあるかとは思いますが、大きな問題になっているとは聞いてはおりません。

教育長（吉田文明）

野外学習に行った際に、海が見えた時に大歓声が上がった、教室では見られない光景だったと、ある校長から報告を受けました。普段表すことができない感情が、そういった場面に出たのだということです。子どもたちは、緊張の中で生活をしているのだと感じました。ブラスバンドの発表会を行った学校では、密にならないように学年毎に発表を行い、子どもたちの活躍できる場所を作ったとのこと。学校で様々な工夫をしながら、そういった心遣いや取組を行っております。

教育委員（岡島秀隆）

仮にクラスターが発生した場合、学校単位で休校になるのか、それともクラス単位で休校になるのでしょうか。一方では対面授業を実施し、もう一方では遠隔授業を実施することもあり得ますか。

教育長（吉田文明）

あり得ます。接触範囲がどこまでだったか、その接触程度の度合いによって、そのクラスのみ、その学年のみ、若しくは学校単位となります。

教育委員（岡島秀隆）

違うシステムで授業を行う場合、質の保障として、全体で同じ様な教育の質の保障は大切だと思います。

教育長（吉田文明）

仰るとおりです。大きな議論になりました。低い方に合わせるのは教育の機会均等に合っていない。上に合わせて、それに向かって機会を保証するのが本来の趣旨であると文部科学省から強い指導がありました。現場には、もっと積極的に取り組んで欲しいとのことです。

学校閉庁日の設定については、このような方針で良いでしょうか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

それでは、この内容で各学校を指導してまいります。

次に所管事項報告になります。学校教育課、お願いします。

学校教育課長（安井政義）

表彰の関係で3点ご報告します。資料3をご覧ください。令和2年度地方教育行政功労者被表彰者の決定ということで、昨年度まで教育委員を務めていただきました、加藤知津子さんが決定しました。昨年度は池山委員が表彰を受けられました。本来ですと、東京の会場で10月23日に文部科学大臣から表彰を受けるものですが、本年度は新型コロナの関係で中止となりました。そのため、表彰状と記念品が事務局に届きますので、届き次第、加藤さんにお渡ししたいと思います。次に、資料4をご覧ください。10月27日に北名古屋市の条例表彰が実施されました。4名の方が受賞されましたが、水野佳子様につきましては、元校医、元園医です。次に、資料5をご覧ください。令和2年度愛知県緑化ポスター原画コンクールの審査結果となります。西春小学校3年生の日比野迅杜さんが公益社団法人愛知県緑化推進委員会理事長賞の入選となりました。令和3年5月に一宮市で愛知県の植樹祭が行われますが、その際に表彰式を行う予定です。報告は以上となります。

教育長（吉田文明）

何かご質問等はございませんか、

（しばらくの間）

教育長（吉田文明）

次に、北名古屋市学校教育情報化推進計画について説明してください。

教育改革専門員（松村光洋）

第2次北名古屋市学校教育情報化推進計画について、概要を説明させていただきます。この第2次推進計画は、以前教育委員会が発行した第1次推進計画を基に、文部科学省の「学校のICT環境整備推進の手引き」の策定マニュアルに則り、多少の加除・修正を加えたものであります。表紙裏面の目次をご覧くださいますと、本計画は「1章 北名古屋市学校教育情報化推進計画（第2次）の策定にあたって」「2章 北名古屋市における教育の情報化の現状と課題」「3章 計画の基本理念及び基本計画」「4章 計画の内容」「5章 計画推進のために」の5つの章より構成されています。始めに1ページから5ページに記載の第1章「推進計画策定にあたって」についてです。「1 計画策定の趣旨」ですが、新学習指導要領において「情報活用能力」が言語能力、問題発見・解決能力等と同様に、「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」が明記され、今後の学習活動において積極的にICTを活用することが想定されています。その一方で必要なICT機器や校内無線LAN等の整備には多額の費用がかかり、さらにはこれまで導入したICT機器の老朽化による更新費用も見込まなければならない等、計画的かつ効果的に整備する必要がある他、整備する機器を有効に活用する方策も示す必要があるからです。「2 計画の位置付け」ですが、「北名古屋市総合計画」及び「北名古屋市教育大綱」に定める基本構想や基本方針、基本的方向性、並びに「北名古屋教育推進スキーム」に定める教育施策や施策に関する基本的な方針を総合的に踏まえ、「時代に応じた情報教育の推進」を実現するための計画としての位置付けです。2ページ「3 計画期間」ですが、令和6年度までの5か年、ただし、今後の社会情勢や教育を取り巻く環境の変化、計画の進捗状況等により、必要に応じて柔軟な見直しを行うこととしています。「4 国の動向」については、「教育の情報化について」と「国の整備目標値」に分けて記載してあります。後ほど、図1～図5と合わせてご覧いただきたいと思います。次に、6ページから9ページに記載の第2章「北名古屋市における教育の情報化の現状と課題」についてです。6ページ「1 ICT環境の整備状況」ですが、調査結果のとおり、「教育用パソコン1台あたりの児童生徒数」以外は全国及び県の平均を大きく上回っており、本市の整備状況は大きく進んでいます。「2 教科指導等のICT活用に関する整備状況」ですが、本市においてはすべての小中学校にコンピュータ教室が設置され、児童生徒用のタブレット端末パソコンが整備されています。コンピュータ教室に整備しているタブレット端末パソコンについては、中学校技術・家庭科における情報分野での学習、小中学校における総合的な学習の時間での調べ

学習等を中心にいろいろな活動において活用されています。各学校では、教員が教室にノートパソコン等を持ち込み、デジタルテレビの画面やプロジェクタで画像等を映し出して授業を行っていますが、通信環境で使用できる機器の数が制限されるため、活用状況には各学校や教員間で多少なりとも差があります。したがって、図6にありますように現在の「Stage2」から日常的にICTを活用した授業展開が可能な「Stage3・4」に向け、環境整備のステップアップを図る必要があるといえます。7ページから8ページにかけての「3 教員のICT活用指導力の状況」、これは3月に行った「国の教育の情報化実態調査」の8月に出された結果の速報値ですが、全ての項目について、北名古屋市の教員は全国及び県平均を上回っており、良好な状況にあります。特に、「B. 授業にICTを活用して指導する能力」「C. 児童生徒のICT活用を指導する能力」においては、全国及び県平均と比べて大きな差があります。こうした比較的高い資質を備えた本市の教員を対象に、学習指導要領の趣旨を踏まえ、日常的に使えるICT環境の整備及びICT活用促進のための質の高い研修を取組の両輪として、導入が見込まれるタブレット端末の効果的な活用ために、ICT活用指導力のさらなる向上を図っていく必要があります。なお、県平均も含め確定値は12月に出されます。次に、9ページから10ページに記載の第3章「計画の基本理念及び基本方針」についてです。基本理念は、「ICT機器の効果的な活用により、これからの時代に求められる必要な資質能力を育成し、誰一人取り残すことなく、すべての子供たちに『社会を生き抜く力の育成』を図ること」です。基本方針は、「ICTの活用を基盤とした新しい教育環境の整備」「教育の質の改善を目的とした校務の情報化の推進」「教員のICT活用指導力の向上」の3点です。次に、10ページから13ページに記載の第4章「計画の内容」についてです。「1 ICTの活用を基盤とした新しい教育環境の整備」ですが、整備内容としては、令和の時代における学校のスタンダードである児童生徒1人1台端末の整備と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備すること。さらに、1人1台端末の整備に併せて、各教科の学習に活用できる学習支援ソフトを導入し、主体的・対話的で深い学びの実現を目指すこと。また、整備計画としては、運用に向けた研修により教員及び児童生徒が日常的にICT機器を有効活用し、主体的・対話的で深い学びと、多様な子供一人一人の個性や置かれている状況に最適な学びを実現することです。その期待される効果として、11ページにありますように、視覚化、焦点化、共有化、個別化といった4点が挙げられます。「2 教育の質の改善を目的とした校務の情報化の推進」ですが、校務支援システムの令和4年度更新と、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に対応した情報セキュリティポリシーの見直しを行うことです。その期待される効果として、12ページにありますように、1 教育の質の改善、2 教員の業務負担の軽減、3 個人情報情報の漏えい防止が挙げられます。「3 教員のICT活用指導力の向上」ですが、「①機器の操作方法やICTを活用した授業に関する研修を充実させ、教員のICT活用指導力の向上に努めること」「②ICTを効果的に活用した授業や、情報教育カリキュラム・プログラミング教育の研究及びICT機器の利活用促進のために、ICT教育推進委員会を設置すること」「③安心して指導できる環境づくりのため、各校にICT支援員を派遣し、授業のねらいを効果的に実現させるためのICT機器の活用場面の提案、教材の作成支援、授業中の機器操作の支

援等を充実させること」です。その期待される効果として、13ページにありますように、「①ねらいを明確にした効果的な研修を実施することで、その活用指導力は高まること」「②ICT機器等はいくまで教育を行う一つのツールに過ぎない。大切なのは、その使い方を習得するだけではなく、どのように授業で活用するかという視点で、ICT機器等を活用した授業実践事例を十分に検証・研究し、その結果を広く共有することで、教員のICTを活用した指導の効果が高まること」の2点が挙げられます。最後に、13ページに記載の第5章「計画推進のために」についてです。繰り返し申し上げますが、環境整備自体が目的でなく、あくまでも教育目的を実現するための計画推進であります。そのために、「①学校・教員のみならず事務職員も含めた教職員との連携を密にしながら取り組むとともに、市長部局の関係各課と十分に協議・調整を行い、計画に掲げた基本目標、基本方針等を共有し、各種事業を協働しながら計画を進めること」「②計画を円滑かつ着実に推進するため、教育委員会は計画に掲げた事業の進捗状況を把握するとともに、国や県の施策の方向性を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しや修正、また、13ページの図のようなPDCAサイクルを実行し、継続的な進捗管理を行うこと」「③計画について、すべての学校関係者へ適宜必要な情報提供を行い、理解と協力が十分に得られるように進めること」の3点が挙げてあります。この「教育の情報化推進計画」と、現在策定を進めている「情報教育カリキュラム」により、義務教育9年間を見通した情報教育を進めていきたいと考えております。以上、説明とさせていただきます。ご指導ご意見賜りますようお願い申し上げます。

教育長（吉田文明）

何かご質問等はございませんか。

（鈴野委員、挙手）

教育長（吉田文明）

鈴野委員、お願いします。

教育委員（鈴野範子）

本年度は学校訪問に行けていないので、学校がどれだけICTを活用して授業が行われているのか分からないのですが、この数値を見るとかなり高いパーセンテージになっています。タブレット端末導入後は更に授業のやり方が変わると思いますが、教育課程運営委員会の中でもこのような機器を使った授業のあり方も考えていくのですか。

教育長（吉田文明）

愛日地区の教育課程運営委員会では、教科書に予定された形で使われるようになります。学校現場では、クラスの中でより良い提示の仕方で授業をやっていきます。本市には提示装置が少なく、そこが弱点でしたが、今後十分整備していきます。整備が完了すると、鈴野委員のご質問に回答できると思います。

(岡島委員、挙手)

教育長（吉田文明）

岡島委員、お願いします。

教育委員（岡島秀隆）

P D C A サイクルとよく言われますが、例えばプランの策定はどこが担当するのか、実際に取組の実証は学校の現場だと思いますが、その評価は誰がするのか、という役割は決めてありますか。

教育長（吉田文明）

教育委員会評価は、1年間の教育委員会の活動内容について評価を行っていますが、これと同様のシステムを教育情報化推進会議でも設定します。多額の費用をかけて行うものですから、効果があったという証明を取らなければならないと強く思っています。チェックするための指標を定め、定期的に行いたいと考えています。

教育委員（岡島秀隆）

これからタブレット端末を使っていく訳ですが、健康教育について、例えば目の健康とかを織り交ぜていただいた方が良いと思います。

教育長（吉田文明）

ご指摘の件については、養護教諭から発言されておりますので、各学校で定期的に行われると思います。現在困っているのは、タブレット端末を欲しくないという家庭があることです。それは、タブレット端末がゲーム機だという認識があるようで、家庭では触らせない教育方針という保護者が少数ながら存在します。

学校教育課長補佐（井上公倫）

管理ソフトにて、ゲームを始め教育以外のアプリケーションのインストールは全て禁止にしております。インターネットの閲覧についても、教育以外のサイトについてはブロックしておりますので、その辺りの心配は無いと思います。

教育委員（岡島秀隆）

タブレット端末を使用する際、正確な情報提供をお願いいたします。

教育長（吉田文明）

情報提供により、理解を深めていく必要があります。それから、今話題になっておりますデジタル教科書の導入の件ですが、令和4年からの導入について報道がありました。教科は限られておりますが、令和3年度から試行するという話もありますので、本市も試行に向けて進めたいと思っております。

(寺川委員、挙手)

教育長（吉田文明）

寺川委員、お願いします。

教育委員（寺川理絵）

電子黒板は各学校に1台あるとのことですが、今後は各教室に1台となりますか。

学校教育課長補佐（井上公倫）

1人1台タブレット端末の配備後、今後は大型モニターを各教室に1台配備し、タブレット端末と連動させることによって電子黒板の代わりになると考えております。

（山田委員、挙手）

教育長（吉田文明）

山田委員、お願いします。

教育委員（山田聡子）

今後、現場の先生方が大変になると思いますので、先生方の要望を聞き取りながら、その中で何が一番必要なものを検討していただきたいと思います。

学校教育課長補佐（井上公倫）

予算の問題もありますが、夏に現状のシステムについてアンケートを取り、その結果に基づいて今後導入するシステムについて要望を踏まえて検討しているところでございます。

教育長（吉田文明）

それでは、第2次北名古屋市学校教育情報化推進計画につきましては、ご意見を踏まえ進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

次に、学校へ配備するタブレット端末について説明をお願いします。

学校教育課長補佐（井上公倫）

本日机上に配布しておりますタブレット端末ですが、これが、GIGAスクール構想にて導入した実機です。このタブレット端末を全児童生徒及び授業を行う教員に12月末までに配備します。それでは、タブレットの内容を説明させていただきます。

（タブレットを使った使用法を担当者が説明）

（教育長、各委員がタブレット端末を操作）

教育長（吉田文明）

以上で所管事項報告を終わります。

日程第3議事に移ります。

議案第35号令和3年度小中学校の儀式等についてを議題といたします。説明

をお願いします。

教育部参事（鹿島直樹）

議案第35号令和3年度小中学校の儀式等についてご説明を申し上げます。この案を提出するのは、愛日地方教育事務協議会を共同し、管理執行するのに必要があるからでございます。令和3年度の儀式等につきましては、入学式、1学期の始業式、終業式、2学期の始業式、終業式、3学期の始業式、卒業式、修了式と資料にお示した日程となっております。以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（吉田文明）

この日程につきましては、本来であれば各市町村で決定することですが、愛知県全体で決め、その結果となります。何かご質問等はございませんか。

（しばらくの間）

教育長（吉田文明）

お諮りいたします。議案第35号について、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第35号令和3年度小中学校の儀式等については、承認されました。

以上で議事を終了します。

連絡事項について、事務局、説明してください。

学校教育課長補佐（井上公倫）

○次回の会議について

教育長（吉田文明）

以上で本日本日予定しておりました日程は、全て終了しました。これをもちまして、令和2年11月北名古屋市教育委員会を閉会とします。

< 午後3時50分 閉会 >